建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月９日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年２月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三機化工建設株式会社　藤井　雅則　東京都中央区明石町８－１　国土交通大臣許可（特―29）第22155号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業及びとび・土工工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成30年１月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月９日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年２月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エコワス　森屋　光石　東京都立川市柴崎町３―13―19　国土交通大臣許可（特―28）第24279号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成30年１月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月９日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年２月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　郡リース株式会社　郡　　正直　東京都港区六本木６―11―17　国土交通大臣許可（特―29）第6653号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成30年１月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月９日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年２月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エージェント　一戸　　敏　東京都港区芝４―10―１　国土交通大臣許可（特―28）第25172号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成30年１月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成30年３月９日

関東地方整備局長　泊　　宏

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る平成30年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年３月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

１．当該招請の主旨

競争参加資格審査申請・受付システムは、２年に１度の測量・建設コンサルタント等の定期の資格審査において、申請者の負担軽減、行政事務の合理化等を図るため、インターネット方式による申請受付を行うために開発されたシステムである。

本業務は、関東地方整備局が代表機関として実施する平成31・32年度競争参加資格審査（測量・建設コンサルタント等）インターネット受付に対応するため、既存システムの機能改良、機器等の整備及び同システムの運用支援等を行うものである。

業務の実施にあたっては、高度で高い信頼性が求められるとともに、システム構築の知識や経験があるだけではなく、各参加機関の競争参加資格審査制度を十分に把握したうえで、改良及び運用支援等を行わなければならず、本システムに関する幅広い知識と経験が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　平成31・32年度競争参加資格審査（建設コンサルタント等）申請・受付システム改良及び運用支援等業務

⑵　業務内容　①システム機能改良　②セキュリティ対策の実施　③障害対応、データメンテナンス等の運用支援　④機関別データシートの作成及び申請者用手引きの作成　⑤システム稼働用サーバー及び周辺機器の整備

⑶　履行期間　契約の翌日から平成31年２月28日まで

３．業務目的

本業務は、関東地方整備局が代表機関として実施する平成31・32年度競争参加資格審査（測量・建設コンサルタント等）インターネット受付に対応するため、既存システムの機能改良、機器等の整備及び同システムの運用支援等を行うことを目的とする。

４．参加者に求める応募要件

⑴　参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

１）基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

④　関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。